

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊奄美駐屯地
第443会計隊長 林 勝之

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号			
6S8N11901580		6SXS1CP0002 0001		913029901245					
品 名 または 件 名									
自動車ガソリン 2号（バルク） ほか9件									
部 品 番 号 または 規 格									
仕様書のとおり									
使 用 器 材 名									
予定数量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等		グ ル ー プ	指定	検査	包装
1,000.00	LI								
納地または工事場所				引 渡 場 所					
各地				奄美駐屯地業務隊補給科					
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期					
中田2曹（324）				令和8年4月1日（水）～令和8年6月30日（火）					

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

2 競争参加資格

次のいずれかであること
 全省庁統一資格の「物品の販売」に係る等級がA、B、C、D等級であること
 ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊奄美駐屯地 会計隊事務室

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない。
 入札日時場所：令和8年2月27日（金）13時30分 会計隊 多目的室（B庁舎2F）

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：単価 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 入札参加資格者

- ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ウ 令和7・8・9年度全省庁統一競争参加資格「物品の販売」のD等級以上の資格を有する者。
- エ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- オ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- カ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- キ 入札等参加者心得に定める「暴力団排除に関する契約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。

(2) 公告の提示場所

陸上自衛隊 西部方面隊ホームページ (<https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/wa-fin/>)、奄美駐屯地

(3) 落札決定方法

- ア 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。ただし、同価入札の場合は、抽選により決定するものとする。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%（軽減税率対象品目については8%）に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契

約金額とするので、各入札者は消費税課税、免税事業者を問わず見積もった金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 違約金に関する事項

- ア 入札保証金：免除 但し、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。
- イ 契約保証金：免除 但し、契約者が契約上の義務を履行しない場合においては、納入予定日及び数量が予定されていない場合「(予定数量－納入済数量)×単価」の総額(税込)、また、納入予定日及び数量が予定されている場合は、解除を申し出た日以降の「納入予定数量×単価」の総額(税込)の100分の10以上を違約金として徴収する。

(5) 入札の無効

- ア 第2項に示す競争入札に参加する者に必要な資格のない者のなした入札
- イ 電信・電話による入札
- ウ 入札金額、入札者名称及び押印が判別し難い入札
- エ 入札者が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

(6) 契約書等作成

落札者は、落札決定後、速やかに「駐屯地用標準契約（請）書」の様式により作成する。

(7) その他

- ア 入札を代表者以外に委任する場合は、入札前に委任状を提出すること。
- イ 郵便等による入札は、書留等配達証明の残る形式で、令和8年2月26日（木）17時00分までに到着したものを有効とする。郵送後、入札の前日までに契約班まで連絡すること。また、入札金額が同額の場合は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施する。郵便による入札参加者がいる場合の再度入札日時については、別途連絡する。
- ウ 「入札等参加者心得」を承知の上参加すること。
- エ 資格審査結果通知書の写しを令和8年2月26日（木）17時00分までに提出すること。
- オ 公共事業等からの暴力団排除を推進するための措置として、西部方面会計隊のホームページ「入札参加者心得」第8章を確認し承知のうえ参加すること。
- カ 第7項（7）ウ・オの項目に承知し入札に参加する者については、入札書に、「当社は、入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。」及び「上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。」と記入すること。

(8) 問い合わせ先

〒894-0001 鹿児島県奄美市名瀬大字大熊266番地49 陸上自衛隊奄美駐屯地
TEL 0997-54-1060
FAX 0997-54-1066

入札に関する事項 : 第443会計隊 契約班 担当 : 姫野 内線 352

仕 様 書

件 名	自動車ガソリン2号（バルク）	仕 様 書 番 号 ー	
		作成年月日	令 和 8 年 2 月 5 日
		作成部隊名	奄 美 駐 屯 地 業 務 隊
		作 成 者	2 曹 中 田 輝 光

1 総 則

(1) 適用範囲

本仕様書は、自動車の内燃機関又はこれに類似した内燃機関の燃料として使用する自動車ガソリンについて規定する。

(2) 種 類

種 類	物品番号	納入区分	注 記
自動車ガソリン2号 （バルク）	9130-299-0124-5	バルク	JIS K 2202の2号のもの

(3) 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

ア 規 格

- (ア) JIS K 2202 ガソリン
- (イ) JIS K 2249 原油及び石油製品－密度試験方法及び密度・質量・要領
- (ウ) JIS K 2249-2 原油及び石油製品－密度の求め方－第2部：浮ひょう法
- (エ) JIS K 2249-3 原油及び石油製品－密度の求め方－第3部：ピクノメーター法
- (オ) JIS K 2249-4 原油及び石油製品－密度の求め方－第4部：密度・質量・容量換算表
- (カ) 包装の総則

イ 法令等

- (ア) 工業標準化法（昭和24年法律第185号）
- (イ) 揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）

2 数 量

納入数量及び日時については、官側で示す。

3 納入場所

陸上自衛隊奄美駐屯地

4 納 期

令和8年4月1日から同年6月30日

5 製品に関する要求

自動車ガソリン2号は、JIS K 2202の2号による。

6 品質保証

検査は、JIS K 2202によるものとし、品質の規定に適合しなければならない。

7 納入要領

タンクローリーによるバルク納めとする。

8 その他の指示

納入の際、以下の成績書等を提出するものとする。

(1) 測定結果

測定結果はJIS K 2249-1 JIS K 2249-2、JIS K 2249-3又はJIS K 2249-4によって、密度(15℃) g/cm^3 を測定した結果とする。

(2) 成績書等

ア 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(JIS K 2202に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。

イ 前ア以外のものについては、揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項、第17条の3第2項及び第17条の4第3項の規定に基づき告示された分析機関の品質保証資料とする。

仕 様 書

件 名	自動車ガソリン2号（バルク）	仕 様 書 番 号 ー	
		作成年月日	令和 8 年 2 月 5 日
		作成部隊名	奄美駐屯地業務隊
		作成者	2曹 中田 輝光

1 総 則

(1) 適用範囲

本仕様書は、自動車の内燃機関又はこれに類似した内燃機関の燃料として使用する自動車ガソリンについて規定する。

(2) 種 類

種 類	物品番号	納入区分	注 記
自動車ガソリン2号 （バルク）	9130-299-0124-5	バルク	JIS K 2202の2号のもの

(3) 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

ア 規 格

- (ア) JIS K 2202 ガソリン
- (イ) JIS K 2249 原油及び石油製品－密度試験方法及び密度・質量・要領
- (ウ) JIS K 2249-2 原油及び石油製品－密度の求め方－第2部：浮ひょう法
- (エ) JIS K 2249-3 原油及び石油製品－密度の求め方－第3部：ピクノメーター法
- (オ) JIS K 2249-4 原油及び石油製品－密度の求め方－第4部：密度・質量・容量換算表
- (カ) 包装の総則

イ 法令等

- (ア) 工業標準化法（昭和24年法律第185号）
- (イ) 揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）

2 数 量

納入数量及び日時については、官側で示す。

3 納入場所

陸上自衛隊瀬戸内分屯地

4 納 期

令和8年4月1日から同年6月30日

5 製品に関する要求

自動車ガソリン2号は、JIS K 2202の2号による。

6 品質保証

検査は、JIS K 2202によるものとし、品質の規定に適合しなければならない。

7 納入要領

タンクローリーによるバルク納めとする。

8 その他の指示

納入の際、以下の成績書等を提出するものとする。

(1) 測定結果

測定結果はJIS K 2249-1 JIS K 2249-2、JIS K 2249-3又はJIS K 2249-4によって、密度(15℃) g/cm^3 を測定した結果とする。

(2) 成績書等

ア 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(JIS K 2202に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。

イ 前ア以外のものについては、揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項、第17条の3第2項及び第17条の4第3項の規定に基づき告示された分析機関の品質保証資料とする。

仕 様 書

件 名	軽油特1号（バルク）	仕 様 書 番 号 ー	
		作成年月日	令和8年2月5日
		作成部隊名	奄美駐屯地業務隊
		作成者	2曹 中田 輝光

1 総 則

(1) 適用範囲

本仕様書は、ディーゼル機関として使用する軽油について規定する。

(2) 種 類

種 類	物品番号	納入区分	注 記
軽油特1号 （バルク）	9140-418-3184-5	バルク	JIS K 2204の特1号のもの

(3) 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

ア 規 格

- (ア) JIS K 2204 軽油
- (イ) JIS K 2249-1 原油及び石油製品－密度の求め方－第1部：振動法
- (ウ) JIS K 2249-2 原油及び石油製品－密度の求め方－第2部：浮ひょう法
- (エ) JIS K 2249-3 原油及び石油製品－密度の求め方－第3部：ピクノメーター法
- (オ) JIS K 2249-4 原油及び石油製品－密度の求め方－第4部：密度・質量・容量換算表

イ 法令等

- (ア) 工業標準化法（昭和24年法律第185号）
- (イ) 揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）

2 数 量

納入数量及び日時については、官側で示す。

3 納入場所

陸上自衛隊奄美駐屯地

4 納 期

令和8年4月1日から同年6月30日

5 製品に関する要求

軽油特1号は、JIS K 2204の特1号による。

6 品質保証

検査は、JIS K 2204によるものとし、品質の規定に適合しなければならない。

7 納入要領

タンクローリーによるバルク納めとする。

8 その他の指示

納入の際、以下の成績書等を提出するものとする。

(1) 測定結果

測定結果はJIS K 2249-1 JIS K 2249-2、JIS K 2249-3又はJIS K 2249-4によって、密度(15℃) g/cm^3 を測定した結果とする。

(2) 成績書等

ア 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(JIS K 2202に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。

イ 前ア以外のものについては、揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項、第17条の3第2項及び第17条の4第3項の規定に基づき告示された分析機関の品質保証資料とする。

仕 様 書

件 名	軽油特1号 (バルク)	仕 様 書 番 号 -	
		作成年月日	令和8年2月5日
		作成部隊名	奄美駐屯地業務隊
		作成者	2曹 中田 輝光

1 総 則

(1) 適用範囲

本仕様書は、ディーゼル機関として使用する軽油について規定する。

(2) 種 類

種 類	物品番号	納入区分	注 記
軽油特1号 (バルク)	9140-418-3184-5	バルク	JIS K 2204の特1号のもの

(3) 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

ア 規 格

(ア) JIS K 2204 軽油

(イ) JIS K 2249-1 原油及び石油製品－密度の求め方－第1部：振動法

(ウ) JIS K 2249-2 原油及び石油製品－密度の求め方－第2部：浮ひょう法

(エ) JIS K 2249-3 原油及び石油製品－密度の求め方－第3部：ピクノメーター法

(オ) JIS K 2249-4 原油及び石油製品－密度の求め方－第4部：密度・質量・容量換算表

イ 法令等

(ア) 工業標準化法（昭和24年法律第185号）

(イ) 揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）

2 数 量

納入数量及び日時については、官側で示す。

3 納入場所

陸上自衛隊瀬戸内分屯地

4 納 期

令和8年4月1日から同年6月30日

5 製品に関する要求

軽油特1号は、JIS K 2204の特1号による。

6 品質保証

検査は、JIS K 2204によるものとし、品質の規定に適合しなければならない。

7 納入要領

タンクローリーによるバルク納めとする。

8 その他の指示

納入の際、以下の成績書等を提出するものとする。

(1) 測定結果

測定結果はJIS K 2249-1 JIS K 2249-2、JIS K 2249-3又はJIS K 2249-4によって、密度(15℃) g/cm^3 を測定した結果とする。

(2) 成績書等

ア 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(JIS K 2202に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。

イ 前ア以外のものについては、揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項、第17条の3第2項及び第17条の4第3項の規定に基づき告示された分析機関の品質保証資料とする。

仕 様 書

件 名	軽油 2 号 (免税) (バルク)	仕 様 書 番 号 ー	
		作成年月日	令 和 8 年 2 月 5 日
		作成部隊名	奄 美 駐 屯 地 業 務 隊
		作 成 者	2 曹 中 田 輝 光

1 総 則

(1) 適用範囲

本仕様書は、ディーゼル機関として使用する軽油について規定する。

(2) 種 類

種 類	物品番号	納入区分	注 記
軽油 2 号 (免税) (バルク)	914016567275	バルク	JIS K 2 2 0 4 の 2 号 の も の

(3) 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

ア 規 格

- (ア) JIS K 2 2 0 4 軽油
- (イ) JIS K 2 2 4 9-1 原油及び石油製品－密度の求め方－第1部：振動法
- (ウ) JIS K 2 2 4 9-2 原油及び石油製品－密度の求め方－第2部：浮ひょう法
- (エ) JIS K 2 2 4 9-3 原油及び石油製品－密度の求め方－第3部：ピクノメーター法
- (オ) JIS K 2 2 4 9-4 原油及び石油製品－密度の求め方－第4部：密度・質量・容量換算表

イ 法令等

- (ア) 工業標準化法（昭和24年法律第185号）
- (イ) 揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）

2 数 量

納入数量及び日時については、官側で示す。

3 納入場所

陸上自衛隊奄美駐屯地

4 納 期

令和8年4月1日から同年6月30日

5 製品に関する要求

- (1) 軽油 2 号は、JIS K 2204 の 2 号による。
- (2) 要求する軽油は、免税のものとする。

6 品質保証

検査は、JIS K 2204 によるものとし、品質の規定に適合しなければならない。

7 納入要領

タンクローリーによるバルク納めとする。

8 その他の指示

納入の際、以下の成績書等を提出するものとする。

(1) 測定結果

測定結果はJIS K 2249-1 JIS K 2249-2、JIS K 2249-3又はJIS K 2249-4によって、密度（15℃） g/cm^3 を測定した結果とする。

(2) 成績書等

ア 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示（JIS K 2202に該当するものであることの表示）の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。

イ 前ア以外のものについては、揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項、第17条の3第2項及び第17条の4第3項の規定に基づき告示された分析機関の品質保証資料とする。

仕 様 書

件 名	軽油 2 号 (免税) (バルク)	仕 様 書 番 号 -	
		作成年月日	令 和 8 年 2 月 5 日
		作成部隊名	奄 美 駐 屯 地 業 務 隊
		作 成 者	2 曹 中 田 輝 光

1 総 則

(1) 適用範囲

本仕様書は、ディーゼル機関として使用する軽油について規定する。

(2) 種 類

種 類	物品番号	納入区分	注 記
軽油 2 号 (免税) (バルク)	914016567275	バルク	JIS K 2 2 0 4 の 2 号 の も の

(3) 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

ア 規 格

- (ア) JIS K 2 2 0 4 軽油
- (イ) JIS K 2 2 4 9-1 原油及び石油製品－密度の求め方－第 1 部：振動法
- (ウ) JIS K 2 2 4 9-2 原油及び石油製品－密度の求め方－第 2 部：浮ひょう法
- (エ) JIS K 2 2 4 9-3 原油及び石油製品－密度の求め方－第 3 部：ピクノメーター法
- (オ) JIS K 2 2 4 9-4 原油及び石油製品－密度の求め方－第 4 部：密度・質量・容量換算表

イ 法令等

- (ア) 工業標準化法（昭和 2 4 年法律第 1 8 5 号）
- (イ) 揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和 5 1 年法律第 8 8 号）

2 数 量

納入数量及び日時については、官側で示す。

3 納入場所

陸上自衛隊瀬戸内分屯地

4 納 期

令和 8 年 4 月 1 日から同年 6 月 3 0 日

5 製品に関する要求

- (1) 軽油2号は、JIS K 2204の2号による。
- (2) 要求する軽油は、免税のものとする。

6 品質保証

検査は、JIS K 2204によるものとし、品質の規定に適合しなければならない。

7 納入要領

タンクローリーによるバルク納めとする。

8 その他の指示

納入の際、以下の成績書等を提出するものとする。

(1) 測定結果

測定結果はJIS K 2249-1 JIS K 2249-2、JIS K 2249-3又はJIS K 2249-4によって、密度(15℃) g/cm^3 を測定した結果とする。

(2) 成績書等

ア 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(JIS K 2202に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。

イ 前ア以外のものについては、揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項、第17条の3第2項及び第17条の4第3項の規定に基づき告示された分析機関の品質保証資料とする。

仕 様 書											
件 名	軽油 2 号 (免税) (ドラム)	仕 様 書 番 号 -									
		作成年月日	令 和 8 年 2 月 5 日								
		作成部隊名	奄 美 駐 屯 地 業 務 隊								
		作 成 者	2 曹 中 田 輝 光								
1 総 則											
(1) 適用範囲 本仕様書は、ディーゼル機関として使用する軽油について規定する。											
(2) 種 類											
<table><thead><tr><th>種 類</th><th>物品番号</th><th>納入区分</th><th>注 記</th></tr></thead><tbody><tr><td>軽油 2 号 (免税) (ドラム)</td><td>914016567285</td><td>ドラム</td><td>JIS K 2 2 0 4 の 2 号 の も の</td></tr></tbody></table>				種 類	物品番号	納入区分	注 記	軽油 2 号 (免税) (ドラム)	914016567285	ドラム	JIS K 2 2 0 4 の 2 号 の も の
種 類	物品番号	納入区分	注 記								
軽油 2 号 (免税) (ドラム)	914016567285	ドラム	JIS K 2 2 0 4 の 2 号 の も の								
(3) 引用文書											
この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。											
ア 規 格											
(ア) JIS K 2 2 0 4 軽油											
(イ) JIS K 2 2 4 9-1 原油及び石油製品－密度の求め方－第 1 部：振動法											
(ウ) JIS K 2 2 4 9-2 原油及び石油製品－密度の求め方－第 2 部：浮ひよう法											
(エ) JIS K 2 2 4 9-3 原油及び石油製品－密度の求め方－第 3 部：ピクノメーター法											
(オ) JIS K 2 2 4 9-4 原油及び石油製品－密度の求め方－第 4 部：密度・質量・容量換算表											
イ 法令等											
(ア) 工業標準化法（昭和 2 4 年法律第 1 8 5 号）											
(イ) 揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和 5 1 年法律第 8 8 号）											
2 数 量											
納入数量及び日時については、官側で示す。											
3 納入場所											
陸上自衛隊奄美駐屯地											
4 納 期											
令和 8 年 4 月 1 日から同年 6 月 3 0 日											

5 製品に関する要求

- (1) 軽油2号は、JIS K 2204の2号による。
- (2) 要求する軽油は、免税のものとする。

6 品質保証

検査は、JIS K 2204によるものとし、品質の規定に適合しなければならない。

7 納入要領

タンクローリーによるドラム納めとする。

8 その他の指示

納入の際、以下の成績書等を提出するものとする。

(1) 測定結果

測定結果はJIS K 2249-1 JIS K 2249-2、JIS K 2249-3又はJIS K 2249-4によって、密度(15℃) g/cm^3 を測定した結果とする。

(2) 成績書等

ア 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(JIS K 2202に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。

イ 前ア以外のものについては、揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項、第17条の3第2項及び第17条の4第3項の規定に基づき告示された分析機関の品質保証資料とする。

仕 様 書

件 名	航空タービン燃料 J e t A-1 (バルク)	仕 様 書 番 号	
		作成年月日	令 和 8 年 2 月 5 日
		作成部隊名	奄 美 駐 屯 地 業 務 隊
		作 成 者	2 曹 中 田 輝 光

1 総 則

(1) 適用範囲

本仕様書は、航空用タービンエンジンの燃料として使用する J e t A-1 について規定する。

(2) 種 類

種 類	物品番号	納入区分	注 記
J e t A-1	9130-423-9423-5	バルク	

(3) 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

ア 規 格

- (ア) JIS K 2249-1 原油及び石油製品－密度の求め方－第1部：振動法
- (イ) JIS K 2249-2 原油及び石油製品－密度の求め方－第2部：浮ひょう法
- (ウ) JIS K 2249-3 原油及び石油製品－密度の求め方－第3部：ピクノメーター法
- (エ) JIS K 2249-4 原油及び石油製品－密度の求め方－第4部：密度・質量・量換算表
- (オ) JIS K 2251 原油及び石油製品－試料採取方法
- (カ) JIS K 2254 石油製品－蒸留試験方法
- (キ) JIS K 2258-1 原油及び石油製品－蒸気圧の求め方－第1部：リード法
- (ク) JIS K 2258-2 原油及び石油製品－蒸気圧の求め方－第2部：3回膨張法
- (ケ) JIS K 2261 石油製品－自動車ガソリン及び航空燃料油－実在ガム試験方法－噴射蒸発法
- (コ) JIS K 2265-3 引火点の求め方－第3部：ペンスキーマルテンス密閉法
- (サ) JIS K 2276 石油製品－航空燃料油試験方法
- (シ) JIS K 2279 原油及び石油製品－発熱量試験方法及び計算による推定方法
- (ス) JIS K 2283 原油及び石油製品－動粘度試験方法及び粘度指数算出方法
- (セ) JIS K 2513 石油製品－銅板腐食試験方法
- (ソ) JIS K 2536-1 石油製品－成分試験方法 第1部：蛍光指示薬吸着法
- (タ) JIS K 2537 石油製品－煙点試験方法
- (チ) JIS K 2541-1 原油及び石油製品－硫黄分試験方法 第1部：酸水素燃焼式ジメチルスルホナゾⅢ 滴定法

- (ツ) JIS K 2541-2 原油及び石油製品-硫黄分試験方法 第2部：微量電量滴定式酸化法
- (テ) JIS K 2541-3 原油及び石油製品-硫黄分試験方法 第3部：燃焼管式空気法
- (ト) JIS K 2541-4 原油及び石油製品-硫黄分試験方法 第4部：放射線式励起
- (ナ) JIS K 2541-5 原油及び石油製品-硫黄分試験方法 第5部：ボンベ式質量法
- (ニ) JIS K 2541-6 原油及び石油製品-硫黄分試験方法 第6部：紫外蛍光法
- (ヌ) JIS K 2541-7 原油及び石油製品-硫黄分試験方法 第7部：波長分散蛍光X線法
(検量線法)
- (ネ) JIS K 2580 石油製品-色試験法

イ 法令等

- (ア) 工業標準化法（昭和24年法律第185号）
- (イ) 揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）

2 数 量

別途官側で示す。

3 納入場所

陸上自衛隊奄美駐屯地

4 納 期

令和8年4月1日から同年6月30日

5 製品に関する要求

(1) 品 質

ASTM D 1655または共同利用貯油施設向け統一規格に適合しなければならない。

(2) 添加剤

添加剤は下記に示すとおりとし、ASTM D 1655または共同利用貯油施設向け統一規格に適合していることを証明する製油所全項目試験成績書及びバッチ試験成績報告書に記載しなければならない。

ア 酸化防止剤の添加量は、共同利用貯油施設向け統一規格による。

イ 金属不活性化剤の添加量は、共同利用貯油施設向け統一規格による。

ウ 腐食防止剤/潤滑性向上剤の添加量は、共同利用貯油施設向け統一規格による。

エ 氷結防止剤の添加量は、DSP K 1022に規定する氷結防止剤2種を0.10%～0.15%の範囲

オ 静電気防止剤の添加量は、共同利用貯油施設向け統一規格による。

(3) 試料採取方法

JIS K2251による。

6 品質保証

検査は、JIS K 2203によるものとし、品質の規定に適合しなければならない。

7 納入要領

タンクローリーによるバルク納入とする。

8 その他の指示

納入の際、試験成績表及び品質保証書を2部提出するものとする。

仕 様 書											
件 名	灯油 1 号 (バルク)	仕 様 書 番 号 ー									
		作成年月日	令 和 8 年 2 月 5 日								
		作成部隊名	奄 美 駐 屯 地 業 務 隊								
		作 成 者	2 曹 中 田 輝 光								
1 総 則 (1) 適用範囲 本仕様書は、ボイラー用燃料として使用する灯油について規定する。 (2) 種 類 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種 類</th> <th style="width: 20%;">物品番号</th> <th style="width: 15%;">納入区分</th> <th style="width: 55%;">注 記</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">灯油 1 号</td> <td style="text-align: center;">9140-002-9694-5</td> <td style="text-align: center;">バルク</td> <td style="height: 30px;"></td> </tr> </tbody> </table> (3) 引用文書 この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。 ア 規 格 (ア) JIS K 2203 灯油 (イ) JIS K 2249 原油及び石油製品－密度の求め方－第 1 部：振動法 (ウ) JIS K 2249-2 原油及び石油製品－密度の求め方－第 2 部：浮ひょう法 (エ) JIS K 2249-3 原油及び石油製品－密度の求め方－第 3 部：ピクノメーター法 (オ) JIS K 2249-4 原油及び石油製品－密度の求め方－第 4 部：密度・質量・容量換算表 イ 法令等 (ア) 工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号） (イ) 揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和 51 年法律第 88 号） 2 数 量 納入数量については、官側で示す。 3 納入場所 陸上自衛隊奄美駐屯地 4 納 期 令和 8 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日（細部日時については契約後に調整） 5 製品に関する要求 品質は、JIS K 2203による。				種 類	物品番号	納入区分	注 記	灯油 1 号	9140-002-9694-5	バルク	
種 類	物品番号	納入区分	注 記								
灯油 1 号	9140-002-9694-5	バルク									

6 品質保証

検査は、JIS K 2203によるものとし、品質の規定に適合しなければならない。

7 納入要領

タンクローリーによるバルク納入とする。

8 その他の指示

納入の際、以下の成績書等を提出するものとする。

(1) 測定結果

測定結果はJIS K 2249-1、JIS K 2249-2、JIS K 2249-3又はJIS K 2249-4によって、密度（15℃） g/cm^3 を測定した結果とする。

(2) 成績書等

ア 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示（JIS K 2203に該当するものであることの表示）の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。

イ 前ア以外のものについては、揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項、第17条の3第2項及び第17条の4第3項の規定に基づき告示された分析機関の品質保証資料とする。

仕 様 書											
件 名	灯油 1 号 (バルク)	仕 様 書 番 号 ー									
		作成年月日	令 和 8 年 2 月 5 日								
		作成部隊名	奄 美 駐 屯 地 業 務 隊								
		作 成 者	2 曹 中 田 輝 光								
1 総 則											
(1) 適用範囲 本仕様書は、ボイラー用燃料として使用する灯油について規定する。											
(2) 種 類											
<table border="1"><thead><tr><th>種 類</th><th>物品番号</th><th>納入区分</th><th>注 記</th></tr></thead><tbody><tr><td>灯油 1 号</td><td>9140-002-9694-5</td><td>バルク</td><td></td></tr></tbody></table>				種 類	物品番号	納入区分	注 記	灯油 1 号	9140-002-9694-5	バルク	
種 類	物品番号	納入区分	注 記								
灯油 1 号	9140-002-9694-5	バルク									
(3) 引用文書 この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。											
ア 規 格											
(ア) JIS K 2203 灯油											
(イ) JIS K 2249 原油及び石油製品－密度の求め方－第 1 部：振動法											
(ロ) JIS K 2249-2 原油及び石油製品－密度の求め方－第 2 部：浮ひょう法											
(エ) JIS K 2249-3 原油及び石油製品－密度の求め方－第 3 部：ピクノメーター法											
(オ) JIS K 2249-4 原油及び石油製品－密度の求め方－第 4 部：密度・質量・容量 換算表											
イ 法令等											
(ア) 工業標準化法（昭和 2 4 年法律第 1 8 5 号）											
(イ) 揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和 5 1 年法律第 8 8 号）											
2 数 量											
納入数量については、官側で示す。											
3 納入場所											
陸上自衛隊瀬戸内分屯地											
4 納 期											
令和 8 年 4 月 1 日から同年 6 月 3 0 日（細部日時については契約後に調整）											
5 製品に関する要求											
品質は、JIS K 2203による。											

6 品質保証

検査は、JIS K 2203によるものとし、品質の規定に適合しなければならない。

7 納入要領

タンクローリーによるバルク納入とする。

8 その他の指示

納入の際、以下の成績書等を提出するものとする。

(1) 測定結果

測定結果はJIS K 2249-1、JIS K 2249-2、JIS K 2249-3又はJIS K 2249-4によって、密度（15℃） g/cm^3 を測定した結果とする。

(2) 成績書等

ア 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示（JIS K 2203に該当するものであることの表示）の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。

イ 前ア以外のものについては、揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項、第17条の3第2項及び第17条の4第3項の規定に基づき告示された分析機関の品質保証資料とする。